

特殊勤務手当〔知事部局（教育委員会，警察本部共通分を含む。）〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価	
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン，放射性同位元素又は人事委員会規則で定めるものを使用して，有害放射線の影響を受ける作業	日額	230円
伝染病防疫作業従事 職員の特殊勤務手当		伝染病が発生し，又は発生するおそれのある場合において，伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着し，若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき，又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜の飼育若しくは伝染病菌の付着し，若しくは付着の危険のある物件の処理作業	日額	290円
衛生検査作業従事職員 の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌，血液，原虫若しくは寄生虫の検査又は病理若しくは臨床医学の検査の作業	日額	350円
公害業務従事職員の 特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号），岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号），その他人事委員会規則で定める法令の規定に基づいて現地において行う立入検査又は調査の作業	日額	230円
特殊現場作業従事職員 の特殊勤務手当	次の各号に掲げる作業に 従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督，調査，検査等の作業	日額	220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合）	日額	320円
		橋脚の基礎工事その他港湾，河川等におけるこれに類する工事において，水面下4メートル以上の深所で行う監督，調査，検査等の作業	日額	220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督，調査，検査等の作業	日額	560円
		圧搾空気内で行う工事の監督，調査，検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパスカルまでのとき。）	1時間	210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでのとき。）	1時間	560円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超えるとき。）	1 時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理その他の人事委員会規則で定める作業	日額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人事委員会規則で定めるもの	日額 290円
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償その他人事委員会規則で定める折衝の業務	日額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日額 975円
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立入検査その他人事委員会規則で定める検査等	日額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する職員（医師である職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務	日額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の業務（保健所外において行う保健指導の業務に限る。）	日額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓練のうち人事委員会規則で定めるもの	日額 420円
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	総合畜産センター及び家畜保健衛生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	生活環境部又は県民局に勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査等の業務	日額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）	日額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業務	日額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局及び備中県民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日額 230円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
潜水作業従事職員の 特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事（20メートルまでのとき。）	1 時間 310円
		〃（12月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における作業）	1 時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルまでのとき。）	1 時間 780円
		〃（12月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における作業）	1 時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルを超えるとき。）	1 時間 1,500円
		〃（12月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における作業）	1 時間 2,250円
除雪作業従事職員の 特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業（午後 5 時から翌日の午前 6 時までの間において行う作業）	日額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業）	日額 450円
災害応急作業等従事 職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日額 480円
		〃（作業が午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に行われた場合）	日額 720円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額 730円
		〃（作業が午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に行われた場合）	日額 1,095円
社会福祉施設勤務職 員の特殊勤務手当	救護施設玉島寮に勤務する職員	入所者に直接接して行う保護又は指導の業務	日額 450円
		当該施設において死体の処理の作業に従事	1 回 2,200円
	おかやま福祉の郷に勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う保護、指導、訓練又は治療の業務	日額 560円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
	情緒障害児短期治療施設 津島児童学院に勤務する 職員	情緒障害児に直接接して行 う治療又は指導の業務	日額 430円
	児童自立支援施設成徳学 校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活 指導の業務	日額 450円
	福祉相談センターに勤務 する職員	知的障害者、知的障害児又 は肢体不自由者に直接接し て行う保護、指導、訓練又 は治療の業務	日額 560円
		〃（所長及び次長の職にあ るもの並びに総務課に勤務 するもの）	日額 450円
		保護を要する女子で婦人保 護施設に入所しているもの に直接接して行う生活指導 又は職業指導の業務	日額 390円
		保護を要する女子に直接接 して行う保護更生又は相談 の業務	日額 380円
社会福祉業務従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現 業を行うものとして人事委 員会規則で定めるもの	月額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員（県民局健康福祉部 に勤務する職員に限 る。）	福祉に関する業務のうち援 護、育成又は更生の措置を 要する者等と面接して行う 保護等の必要性の有無等の 調査、生活指導等の業務	日額 560円
	身体障害者更生相談所に 勤務する身体障害者福祉 司、児童相談所に勤務す る児童福祉司及び知的障 害者更生相談所に勤務す る知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相 談又は指導の業務	日額 560円
	児童相談所に勤務する職員 （上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談 又は指導の業務	日額 560円
	〃（人事委員会規則で定 める職員）		日額 430円
家畜保健衛生所勤務 職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する 職員	直接家畜に対して行う検査 その他家畜の保健衛生上必 要な業務で家畜に直接接し て行うもの。獣医学的技術 を必要とする家畜の病性の 検査又は鑑定の業務	日額 670円
専門教育従事職員の 特殊勤務手当	農業総合センター農業大 学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を 必要とする授業を専ら担当 するもの	月額 29,000円
食肉地方卸売市場等 勤務職員の特殊勤務 手当	県営食肉地方卸売市場又 は県営と畜場に勤務する 職員	管理その他の業務	月額 28,000円
		〃（事務職員）	月額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する 職員	専ら獣畜のと殺又は解体の 検査等の業務に従事するもの	月額 28,000円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価	
県税事務従事職員の 特殊勤務手当	県民局又は自動車税事務所に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	月額	18,200円
	県民局又は自動車税事務所に勤務する職員のうち上記に掲げる職員以外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	日額	1,020円
	総務部税務課に勤務する職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額	18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	日額	550円
岡山病院勤務職員の 特殊勤務手当		精神科患者に直接接して行う受付等の窓口業務又は指導の業務	日額	450円
		死体の処理の作業	1回	2,200円
	看護師又は准看護師である職員	正規の勤務時間における勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回	3,300円
		〃（当該勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき）	1回	2,900円
		〃（当該勤務時間が2時間未満であるとき）	1回	2,000円
		勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする場合（通勤距離が片道5キロメートル未満の職員）	1回	380円
		〃（通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員）	1回	760円
		〃（通勤距離が片道10キロメートル以上の職員）	1回	1,140円
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	岡山病院の院長及び副院長である職員		月額	55,000円
	岡山病院に勤務する職員で、上記以外の医師及び歯科医師であるもの		月額	50,000円
	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		月額	35,000円
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額	19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	日額	560円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
現業職員の特殊勤務手当	保健所又は農業試験場に勤務する職員	レントゲン、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフィ又は放射性同位元素を使用して有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
	伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、（１）、（２）又は（３）の作業に従事した職員	（１）伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者の救護の作業 （２）伝染病菌を有する家畜又は伝染病菌を有する疑いのある家畜の飼育の作業 （３）伝染病菌の付着し、又は付着の危険がある物件の処理の作業	日額 290円
	県民局地域政策部に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の鑑定の立会い又は移送の作業	日額 290円
	道路整備課又は県民局建設部若しくは支局地域建設室に勤務する職員（土木整備）	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日額 560円
		〃（道路上の犬又は猫の死がい処理の作業に直接従事した場合）	日額 790円
	道路整備課又は県民局建設部若しくは支局地域建設室に勤務する職員（運転）	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日額 390円
		〃（道路上の犬又は猫の死がい処理の作業に直接従事した場合）	日額 620円
		海上において、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定による漁業取締り等及び海域の保全又は適正利用のための立入り調査の補助の作業	日額 500円
		農薬（粒状のものを除く。）の散布の作業に１日２時間以上（温室内で作業した場合にあっては、１時間以上）従事	日額 350円
		岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第８号）第11条第２項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物、劇物等を使用し、又はこれらのものが発生する試験、研究若しくは検査の作業、農薬の散布の作業又はくん蒸の作業及びこれらのものの事故処理の作業で、健康を害するおそれのある程度のものに従事	日額 290円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		午後 5 時から翌日の午前 6 時までの間における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業又は凍結防止剤の散布作業	日額 300円
		暴風雪警報又は大雪警報発令下における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業	日額 450円
		(1) 道路上において行う道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる大型特殊自動車(路面清掃車, 除雪車, ラインマーカー車及びガードレール清掃車を含む。)及び小型特殊自動車(農耕用小型特殊自動車を除く。)の運転の作業(スノーパー, ラインマーカー車及びガードレール清掃車に添乗して行う作業を含む。) (2) タワーヤード, プロセッサ及びフォワードの運転の作業	日額 350円
	ダム管理事務所に勤務する職員	地上若しくは水面上 20 メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理の作業	日額 320円
		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 又は発生するおそれがある道路及びその周辺, 河川の堤防その他知事が定める公共施設において行う巡回監視の作業	日額 480円
		〃(午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に行われたとき)	日額 720円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額 730円
		〃(午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に行われたとき)	日額 1,095円
	救護施設玉島寮又は岡山病院に勤務する職員	死体の処理の作業に従事	1 回 2,200円
	福祉相談センターに勤務する職員	技術員(運転)の業務に従事する職員で, 知的障害者又は肢体不自由者を移送する業務に従事	日額 290円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		技術員（庁務）の業務に従事する職員で、知的障害者、身体障害者又は保護を要する女子に直接接して行う業務に従事	日額 430円
	児童自立支援施設成徳学校に勤務する技術員（調理）	介護職員と同等の業務	日額 430円
	救護施設玉島寮に勤務する技術員（調理）	介護職員と同等の業務	日額 430円
	児童相談所に勤務する職員	技術員（調理）の業務に従事する職員で、介護職員と同等の業務に従事	日額 430円
		技術員（運転）の業務に従事する職員で、児童を移送する業務に従事	日額 290円
	岡山病院に勤務する職員	技術員（看護）の業務に従事する職員で、精神科患者に直接接して行う看護補助の業務に従事	日額 780円
		技術員（調理）の業務に従事する職員で、介護職員と同等の業務に従事	日額 430円
		技術員（運転）の業務に従事する職員で、精神科患者の移送の業務に従事	日額 290円
	食肉地方卸売市場に勤務する職員		月額 28,000円
	動物愛護センターに勤務する技術員		月額 19,000円
	総合畜産センターに勤務する技術員（畜産）	家畜のふん尿及びサイレージの処理の作業又は自然交配等のために種雄牛馬豚を御したもの	日額 380円
	技術員（運転）又は技術員（土木）の業務に従事する職員で、岡山県庁用自動車管理規程（昭和50年岡山県訓令第11号）第6条に規定する整備管理者		月額 5,200円
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密ぺいした温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上作業に従事	日額 350円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
	環境保健センターに勤務する職員	病原体感染実験に用いる動物の飼育管理の作業	日額 380円

(注) 手当の名称, 主な支給対象職員等については平成18年4月1日現在